

# 建設発生土の無償受入れ地募集要領

令和7年4月1日 施行

## 1 募集の趣旨

奄美市発注の公共工事に伴い発生する建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ、農作物の生育等を目的とする畑地において建設発生土の無償受入れ地を募集します。

## 2 応募条件

### (1) 申請者の要件

奄美市内において、土地を所有または借り受けている者で、埋立て等の土地造成、低地の嵩上げや畑地の造成などを予定している者。（ただし、借受け地の場合は土地所有者の同意が必要です。）

ただし、次の団体を除く。

奄美市が行う契約の暴力団排除措置に関する要綱及び暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

### (2) 受入れ条件

ア 奄美市内の土地であり、搬入地が建設工事残土処分場より近距離であること。（基本事項として名瀬、住用、笠利それぞれの地区内での対応）

イ 関係法令上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続が申し込み時に完了していること。

（農地関係の手続き、開発行為の手続き、盛土規制等の手続き、その他）

ウ 原則として、概ね200 $\text{m}^3$ 以上の土砂搬入が可能な土地であること。

エ 土砂の流出等による周辺環境への影響がないと認められるとき。

オ 搬入した土砂を転売など営利目的に使用したり、他の箇所へ移動しないこと。

カ 不正な利益(他事業の資金活動等)を得る目的で、発生土の利用を行わないこと。

キ ダンプトラック(10 t 車・4 t 車)で土砂の搬入ができること。

（1台当たりの土量は 10 t 車：5.3 $\text{m}^3$ 、4 t 車：2.2 $\text{m}^3$ となります。）

ク 隣接地との境界が明確であり、隣接者の同意が得られること。

### 3 応募手続

#### (1) 必要書類

- ア 奄美市発注の公共工事に伴う建設発生土の受け入れ申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 受入れ申込地の位置図
- エ 埋立等の許可証の写し
- オ 埋立計画図（平面、縦横断図）
- カ 受入れ申込地について土地所有の権利関係が確認できる書類。  
（字図、登記簿謄本、地積測量図等の写し）
- キ 公募申込者と受入れ申込地の土地利用者が異なる場合は、土地所有者の同意が確認できる書類
- ク その他必要書類  
（森林法、農地法、都市計画法、盛土規制法等の関係書類）
- ケ 現地写真

#### (2) 公募手続きの留意事項

- ア 公募申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。
- イ 必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却しません。
- ウ 必要に応じ、その他の書類提出を求めることがあります。
- エ 公募に関して知り得た個人情報、公募以外の目的には使用しません。

#### (3) 受付期間

令和7年4月1日（火）から 随時  
（受付時間は8：30～17：00）

#### (4) 提出先

名瀬地区：名瀬総合支所 土木課 管理係  
住用地区：住用総合支所 産業建設課 建設係  
笠利地区：笠利総合支所 建設課 管理係

#### 4 搬出先の選定

受入れ申込地については、土地の形状、周辺の状況、関係法令について、調査・確認を行い、公募申込側の協力体制、事業の効率性等も総合的に判断し、搬出先を選定し受入者を決定します。

#### 5 その他の留意事項

- (1) 公共事業間での土砂流用を優先することから、搬入先に選定されても搬入されないこと、また、搬入時期及び希望搬入量に添えないこともあります。
- (2) 建設発生土は、粘性土、砂礫、玉石混り土など様々な土質の土砂が混入することが見込まれます。（除草根等を含む場合もあります。）
- (3) 搬入路の確保は申込者が行うこととします。その際、用地買収及び借地契約が必要な場合は、申込者が行ってください。
- (4) 建設建設土の運搬は原則として市発注工事受注者が実施しますが、敷均しや締固めは申込者にて行ってください。
- (5) 受入れ地の管理について、市は一切の責任を負いません。
- (6) 建設発生土の搬入に際し、搬入路沿線の住民あるいは地権者等から苦情・問合せ等があった場合には、受入者において誠意を持って対応して下さい。
- (7) 搬入した建設発生土は、受入者の責任において管理するものとし、当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは、受入者がその損害を賠償するものとしします。
- (8) 赤土(土砂)流出防止対策を講じてください。(県HPにて指針・要領を確認)
- (9) 建設発生土の搬入予定時期は受入者と調整の上決定します。
- (10) 受入者は搬入土の土質的条件を指定できません。
- (11) 受入者は、同時期に奄美市発注工事以外の土砂を受け入れる場合は書面で市に協議を行ってください。(期間が重複すると工事自体に影響を与えるため)
- (12) 受入者は搬入開始予定日までに周辺住民・事業所等へ受入れの期間等を周知し、了解を得た上で、搬入時期、受入者、受入者の連絡先、搬入事業者を看板等で明示してください。
- (13) 受入者は、搬入開始予定日までに受入れ地内の支障となる立木や物件等の解体などを行い、必要な受け入れ可能な整備を完了させてください。

- (14) 搬入する範囲を明確にするため、ロープや杭などで明示してください。
- (15) 敷均しや締固め等を行う場合は、運搬者(市発注工事受注者)の搬入計画に支障とならないよう調整を行ってください。
- (16) 受入が完了した際には、受注事業者へ受入れ完了届を発行してください。
- (17) 受入者は搬出入路に交通整理員を配置するなど交通の安全確保をに対する対策を講じてください。
- (18) 建設発生土の受入れ地に不法投棄となる廃棄物等が確認された場合、土砂の受入れはできません。
- (19) 運搬された土砂に産業廃棄物の混入があった場合には運搬中止を伝達し、奄美市工事発注担当課へ連絡ください。
- (20) 認可後、本要領及び申込内容との相違が確認された場合、認可を取り消すことがあります。

## 6 問合せ先

要領の内容について：検査指導課 契約・検査指導係（内線：5561）

申請の内容について：3 応募手続き（4）提出先の記載に基づき各地区提出先へ

mail：keiyakukensa@city.amami.lg.jp （契約・検査指導課）